

令和8年度第1回 指宿市地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年6月29日（月） 13:30～

会場：指宿市役所指宿庁舎 3階大会議室

【会 次 第】

1 開 会

2 委員紹介

3 役員選出

4 報 告

報告第1号 令和7年度における各交通モードの利用状況について・・・2

報告第2号 指宿市地域公共交通乗務員就職奨励金について・・・6

5 議 事

議案第1号 令和7年度事業報告及び歳入歳出決算について(監査報告含む)・7

議案第2号 地域公共交通体系の見直しについて・・・11

議案第3号 令和8年度事業計画及び歳入歳出予算について・・・23

議案第4号 指宿市予約型乗合タクシー事業実施要綱の制定について・・・26

議案第5号 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画について・・・33

議案第6号 指宿市地域公共交通計画の一部改正について・・・43

議案第7号 規約改正について・・・48

そ の 他

6 その他

7 閉会

指宿市地域公共交通活性化協議会委員名簿 (R8. 4. 1～)

	構成員の要件	職	氏名	備考
1	学識経験を有する者	鹿児島大学 名誉教授	井上 佳朗	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	鹿児島交通株式会社 取締役	西 修平	
3	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	鹿児島第一交通株式会社 指宿営業所 所長	安永 覚	
4	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	株式会社あづま交通タクシー 指宿タクシー 所長	福田 幸良	
5	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	株式会社南九州あづま交通 代表取締役	東 俊昭	代理: 東 真俊
6	鉄道事業者の代表者又はその指名する者	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 副支社長	宮崎 恵介	
7	一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者	株式会社なんきゅうドック 代表取締役社長	今村 勝博	
8	公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会 事務局長	治郎丸 宏	
9	一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会 副会長	別府 竜人	
10	市民又は利用者の代表	指宿市自治公民館連絡協議会 会長	中川 堅治	
11	市民又は利用者の代表	指宿市自治公民館連絡協議会 副会長	坂本 三好	
12	市民又は利用者の代表	指宿市自治公民館連絡協議会 副会長	新留 幸一	
13	市民又は利用者の代表	指宿市地域女性団体連絡協議会	水流 美紀子	
14	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	榊 登志幸	
15	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)	中村 翔	
16	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	私鉄鹿児島交通労働組合 執行委員長	岡 良二	
17	指宿警察署長又はその指名する者	指宿警察署 交通課長	田島 新也	
18	道路管理者又はその指名する者 港湾管理者又はその指名する者	鹿児島県南薩地域振興局建設部 建設総務課長	吉嶺 公人	
19	鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部 交通政策課陸上交通係長	神園 健五	
20	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 企画政策課長	東 忠孝	
21	指宿市長又はその指名する者	指宿市 観光課長	上田 和成	
22	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 長寿支援課長	上蘭 浩司	
23	道路管理者又はその指名する者	指宿市 土木課長	小村 雅之	
24	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 都市・海岸整備課長	橋本 浩一郎	
25	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 山川支所長	岩林 茂樹	
26	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 開聞支所長	七夕 勝彦	
	オブザーバー	国土交通省九州運輸局交通企画課長	小堀 まろり	代理: 主査 佐藤 陽章

任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日

〔報告第1号〕

令和7年度利用実績

			令和7年度	令和6年度	対前年比	備考
イ ッ シ ー バ ス	小牧～ニシムタ指宿店線 (バス)	乗車人数	1,470人	1,965人	74.81%	令和7年2月から 週3日→週2日
		一便あたり	2.45人	2.39人	102.49%	
	川尻～なのはな館線 (バス)	乗車人数	3,263人	4,263人	76.54%	令和7年2月から 週3日→週2日
		一便あたり	5.44人	5.04人	107.92%	
	小牧～ニシムタ指宿店線 (代替)	乗車人数	489人	63人	776.19%	令和7年2月 運行開始
		一便あたり	1.94人	1.31人	147.85%	
	川尻～なのはな館線 (代替)	乗車人数	1,172人	158人	741.77%	令和7年2月 運行開始
		一便あたり	3.83人	3.76人	101.81%	
	合 計	乗車人数	6,394人	6,449人	99.15%	
		一便あたり	3.64人	3.67人	99.15%	
予 約 型 乗 合 タ ク シ ー (あ い タ ク)	畠久保・西方線 (登録者数：14名(-2))	乗車人数	138人	105人	131.43%	
		一便あたり	1.42人	1.27人	112.46%	
	池田線 (登録者数：60名(+3))	乗車人数	955人	743人	128.53%	
		一便あたり	1.78人	1.63人	108.94%	
	魚見線 (登録者数：49名(+2))	乗車人数	743人	745人	99.73%	
		一便あたり	1.68人	1.69人	99.51%	
	鰻線 (登録者数：26名(-3))	乗車人数	832人	1009人	82.46%	
		一便あたり	1.68人	1.74人	96.98%	
	尾下線 (登録者数：6名(±0))	乗車人数	14人	87人	16.09%	
		一便あたり	1.00人	1.00人	100.00%	
	開聞線 (登録者数：30名(+1))	乗車人数	249人	203人	122.66%	
		一便あたり	1.00人	1.04人	96.06%	
	合 計	乗車人数	2,933人	2,892人	101.42%	
		一便あたり	1.6人	1.57人	101.86%	
路 線 バ ス 回 数 券	指宿営業所精算	利用金額	737,400円	814,850円	90.50%	
	鹿児島営業所精算	利用金額	360,300円	263,650円	136.66%	
	加世田営業所精算	利用金額	360,500円	77,600円	464.56%	
	利用金額合計		1,458,200円	1,156,100円	126.13%	
	回数券販売額		1,020,000円	826,000円	123.49%	

令和7年度
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和7年度イッシーバス実績集計】

	小牧～ニシムタ指宿店線（バス）				小牧～ニシムタ指宿店線（代替）				路線小計			
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益
4月	130	54	2.41	21,670	40	24	1.67	9,640	170	78	2.18	31,310
5月	130	54	2.41	21,580	23	18	1.28	5,750	153	72	2.13	27,330
6月	137	48	2.85	33,990	40	30	1.33	9,760	177	78	2.27	43,750
7月	128	54	2.37	27,605	40	18	2.22	9,400	168	72	2.33	37,005
8月	105	54	1.94	29,850	40	18	2.22	10,000	145	72	2.01	39,850
9月	128	48	2.67	33,580	69	24	2.88	17,130	197	72	2.74	50,710
10月	145	60	2.42	25,420	39	18	2.17	9,750	184	78	2.36	35,170
11月	119	48	2.48	19,580	17	6	2.83	4,250	136	54	2.52	23,830
12月	112	48	2.33	19,870	66	30	2.20	15,780	178	78	2.28	35,650
1月	105	48	2.19	20,630	30	18	1.67	7,380	135	66	2.05	28,010
2月	112	42	2.67	20,560	33	18	1.83	8,250	145	60	2.42	28,810
3月	119	42	2.83	22,630	52	30	1.73	12,640	171	72	2.38	35,270
合計	1,470	600	2.45	296,965	489	252	1.94	119,730	1,959	852	2.30	416,695
対前年比	74.81%	72.99%	102.49%	66.89%	776.19%	525.00%	147.85%	784.09%	96.60%	97.93%	98.64%	90.74%

	川尻～なのはな館線（バス）				川尻～なのはな館線（代替）				路線小計			
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益
4月	273	48	5.69	49,295	109	24	4.54	51,860	382	72	5.31	101,155
5月	202	42	4.81	32,120	122	30	4.07	27,370	324	72	4.50	59,490
6月	232	48	4.83	50,045	93	24	3.88	21,450	325	72	4.51	71,495
7月	295	54	5.46	44,391	96	30	3.20	20,640	391	84	4.65	65,031
8月	301	54	5.57	56,068	73	24	3.04	17,170	374	78	4.79	73,238
9月	253	48	5.27	43,600	75	24	3.13	17,070	328	72	4.56	60,670
10月	278	48	5.79	41,300	105	30	3.50	23,730	383	78	4.91	65,030
11月	300	54	5.56	46,752	115	24	4.79	25,750	415	78	5.32	72,502
12月	309	48	6.44	39,272	98	24	4.08	22,220	407	72	5.65	61,492
1月	255	54	4.72	39,900	90	24	3.75	20,460	345	78	4.42	60,360
2月	255	48	5.31	29,740	97	24	4.04	22,330	352	72	4.89	52,070
3月	310	54	5.74	49,070	99	24	4.13	23,190	409	78	5.24	72,260
合計	3,263	600	5.44	521,553	1,172	306	3.83	293,240	4,435	906	4.90	814,793
対前年比	76.54%	70.92%	107.92%	72.67%	741.77%	728.57%	101.81%	409.90%	100.32%	102.03%	98.32%	103.24%

	バス合計				代替合計				全合計			
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益
4月	403	102	3.95	70,965	149	48	3.10	61,500	552	150	3.68	132,465
5月	332	96	3.46	53,700	145	48	3.02	33,120	477	144	3.31	86,820
6月	369	96	3.84	84,035	133	54	2.46	31,210	502	150	3.35	115,245
7月	423	108	3.92	71,996	136	48	2.83	30,040	559	156	3.58	102,036
8月	406	108	3.76	85,918	113	42	2.69	27,170	519	150	3.46	113,088
9月	381	96	3.97	77,180	144	48	3.00	34,200	525	144	3.65	111,380
10月	423	108	3.92	66,720	144	48	3.00	33,480	567	156	3.63	100,200
11月	419	102	4.11	66,332	132	30	4.40	30,000	551	132	4.17	96,332
12月	421	96	4.39	59,142	164	54	3.04	38,000	585	150	3.90	97,142
1月	360	102	3.53	60,530	120	42	2.86	27,840	480	144	3.33	88,370
2月	367	90	4.08	50,300	130	42	3.10	30,580	497	132	3.77	80,880
3月	429	96	4.47	71,700	151	54	2.80	35,830	580	150	3.87	107,530
合計	4,733	1,200	3.94	818,518	1,661	558	2.98	412,970	6,394	1,758	3.64	1,231,488
対前年比	76.00%	71.94%	105.63%	70.46%	751.58%	620.00%	121.22%	475.72%	99.15%	100.00%	99.15%	98.64%

令和7年度
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和7年度乗合タクシー実績集計】

	畠久保・西方線					池田線					魚見線				
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額
4月	2人	2回	1.00人	800円	8,750円	79人	44回	1.80人	23,400円	132,900円	76人	46回	1.65人	15,800円	67,900円
5月	2人	2回	1.00人	600円	2,850円	77人	43回	1.79人	22,550円	129,600円	71人	40回	1.78人	14,800円	62,550円
6月	12人	8回	1.50人	4,600円	27,400円	84人	44回	1.91人	24,550円	133,050円	60人	38回	1.58人	13,200円	58,550円
7月	8人	6回	1.33人	3,000円	18,550円	76人	44回	1.73人	23,950円	136,600円	49人	36回	1.36人	10,600円	54,400円
8月	11人	7回	1.57人	4,300円	23,300円	93人	51回	1.82人	29,500円	158,400円	54人	35回	1.54人	11,300円	50,100円
9月	14人	10回	1.40人	5,200円	28,750円	90人	49回	1.84人	26,600円	150,650円	55人	36回	1.53人	11,400円	54,600円
10月	18人	14回	1.29人	7,000円	47,850円	84人	46回	1.83人	24,300円	141,350円	69人	37回	1.86人	14,000円	57,350円
11月	18人	13回	1.38人	6,600円	40,950円	71人	44回	1.61人	21,550円	138,300円	44人	25回	1.76人	9,000円	40,350円
12月	10人	8回	1.25人	3,800円	25,800円	83人	46回	1.80人	25,200円	138,150円	56人	33回	1.70人	12,000円	54,800円
1月	15人	9回	1.67人	5,800円	26,150円	80人	44回	1.82人	24,450円	141,300円	66人	41回	1.61人	13,800円	59,550円
2月	8人	6回	1.33人	2,800円	15,250円	55人	34回	1.62人	16,200円	104,700円	83人	38回	2.19人	17,200円	59,900円
3月	20人	12回	1.67人	7,600円	36,300円	83人	49回	1.69人	23,350円	148,550円	62人	39回	1.59人	12,800円	55,850円
合計	138人	97回	1.42人	52,100円	301,900円	955人	538回	1.78人	285,600円	1,653,550円	743人	443回	1.68人	155,400円	675,900円
対前年比	131.43%	116.87%	112.46%	125.24%	97.40%	128.53%	117.98%	108.94%	123.93%	121.80%	99.73%	100.23%	99.51%	98.79%	101.80%

	鰻線					尾下線					開開線					全体				
	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額	乗車人数	運行回数	1便当たり	運賃収益	支払金額
4月	78人	46回	1.70人	13,400円	144,400円	人	回		円	円	22人	22回	1.00人	2,800円	48,700円	257人	160回	1.61人	56,200円	402,650円
5月	65人	42回	1.55人	11,400円	135,100円	人	回		円	円	14人	14回	1.00人	1600円	33300円	229人	141回	1.62人	50,950円	363,400円
6月	69人	41回	1.68人	11,800円	127,650円	2人	2回	1.00人	400円	9,500円	16人	16回	1.00人	2,000円	37,100円	243人	149回	1.63人	56,550円	393,250円
7月	76人	44回	1.73人	13,200円	140,800円	2人	2回	1.00人	400円	9,250円	26人	26回	1.00人	4,100円	65,250円	237人	158回	1.50人	55,250円	424,850円
8月	74人	45回	1.64人	12,700円	139,000円	4人	4回	1.00人	800円	14,800円	32人	32回	1.00人	5,000円	82,500円	268人	174回	1.54人	63,600円	468,100円
9月	69人	41回	1.68人	11,800円	127,600円	人	回		円	円	14人	14回	1.00人	1,800円	32,350円	242人	150回	1.61人	56,800円	393,950円
10月	74人	44回	1.68人	12,300円	136,500円	2人	2回	1.00人	400円	9,500円	18人	18回	1.00人	2,400円	42,100円	265人	161回	1.65人	60,400円	434,650円
11月	76人	48回	1.58人	13,400円	145,350円	人	回		円	円	18人	18回	1.00人	2,400円	42,600円	227人	148回	1.53人	52,950円	407,550円
12月	77人	40回	1.93人	13,100円	127,900円	2人	2回	1.00人	400円	9,400円	18人	18回	1.00人	2,800円	41,200円	246人	147回	1.67人	57,300円	397,250円
1月	63人	37回	1.70人	10,700円	111,750円	2人	2回	1.00人	400円	9,550円	23人	23回	1.00人	3,300円	56,700円	249人	156回	1.60人	58,450円	405,000円
2月	55人	32回	1.72人	9,400円	101,250円	人	回		円	円	20人	20回	1.00人	3,000円	47,700円	221人	130回	1.70人	48,600円	328,800円
3月	56人	34回	1.65人	9,600円	106,800円	人	回		円	円	28人	28回	1.00人	4,800円	70,800円	249人	162回	1.54人	58,150円	418,300円
合計	832人	494回	1.68人	142,800円	1,544,100円	14人	14回	1.00人	2,800円	62,000円	249人	249回	1.00人	36,000円	600,300円	2,933人	1836回	1.60人	675,200円	4,837,750円
対前年比	82.46%	85.03%	96.98%	76.73%	88.50%	16.09%	16.09%	100.00%	16.18%	15.37%	122.66%	127.69%	96.06%	125.00%	134.75%	101.42%	99.57%	101.86%	102.06%	98.22%

令和7年度
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和7年度路線バス回数券実績集計】

	指宿		鹿児島		加世田		全営業所合計		支払金額	対前年比
	50円券	100円券	50円券	100円券	50円券	100円券	50円券	100円券		
4月	468枚	444枚	151枚	178枚	34枚	29枚	653枚	651枚	97,750円	113.86%
5月	432枚	387枚	184枚	184枚	40枚	75枚	656枚	646枚	97,400円	92.45%
6月	385枚	452枚	211枚	170枚	47枚	41枚	643枚	663枚	98,450円	103.36%
7月	479枚	478枚	157枚	156枚	32枚	32枚	668枚	666枚	100,000円	100.60%
8月	309枚	325枚	156枚	153枚	123枚	113枚	588枚	591枚	88,500円	96.09%
9月	374枚	386枚	177枚	227枚	22枚	34枚	573枚	647枚	93,350円	104.89%
10月	317枚	376枚	207枚	197枚	191枚	185枚	715枚	758枚	111,550円	112.56%
11月	418枚	369枚	196枚	219枚	333枚	389枚	947枚	977枚	145,050円	152.85%
12月	463枚	417枚	274枚	247枚	379枚	414枚	1,116枚	1,078枚	163,600円	143.26%
1月	396枚	371枚	201枚	224枚	366枚	381枚	963枚	976枚	145,750円	168.69%
2月	307枚	373枚	219枚	221枚	368枚	408枚	894枚	1,002枚	144,900円	149.46%
3月	540枚	552枚	229枚	246枚	403枚	335枚	1,172枚	1,133枚	171,900円	176.13%
合計	4,888枚	4,930枚	2,362枚	2,422枚	2,338枚	2,436枚	9,588枚	9,788枚	1,458,200円	
対前年比	86.53%	82.58%	303.60%	289.02%	213.52%	237.66%	127.47%	124.96%	134.87%	

使用率：95.3%

【令和7年度路線バス回数券販売実績】

郵便局名	販売冊数	対前年比
指宿郵便局	79冊	168.09%
指宿北郵便局	6冊	46.15%
十町郵便局	42冊	150.00%
指宿湯の浜郵便局	43冊	102.38%
今和泉郵便局	52冊	140.54%
池田郵便局	0冊	前年販売実績なし
山川郵便局	132冊	141.94%
成川郵便局	12冊	57.14%
大山郵便局	17冊	60.71%
利永郵便局	2冊	100.00%
徳光郵便局	21冊	420.00%
開聞郵便局	26冊	81.25%
川尻郵便局	25冊	92.59%
開聞入野郵便局	53冊	139.47%
合計	510冊	123.49%

月	販売冊数	販売金額	対前年比
4月	41冊	82,000円	141.38%
5月	30冊	60,000円	68.18%
6月	29冊	58,000円	72.50%
7月	23冊	46,000円	76.67%
8月	29冊	58,000円	87.88%
9月	25冊	50,000円	89.29%
10月	57冊	114,000円	178.13%
11月	51冊	102,000円	188.89%
12月	77冊	154,000円	213.89%
1月	39冊	78,000円	102.63%
2月	61冊	122,000円	160.53%
3月	48冊	96,000円	126.32%
合計	510冊	1,020,000円	123.49%

指宿市地域公共交通乗務員 就職奨励金

〔報告第2号〕
この街を支える乗務員
はじめるなら、今。



市内の路線バス会社又はタクシー会社に就職した乗務員（本人）に奨励金を交付します

交付対象者

- 令和7年10月1日以後に正社員として市内の路線バス会社又はタクシー会社に雇用された者
- 新規就職又は復職した日から6か月が経過し、かつ、乗務員として3か月以上従事した者

※ 市内同事業者から新たに転職した者及び退職から1年以内に復職した者を除く。

- 本市内を運行する路線バス又はタクシーの運行に従事すること
- 本市に住民登録があること
- 奨励金の初回交付申請日時点で、満60歳未満であること
- 奨励金交付申請日以後も引き続き同一の会社に勤務する意思のある者
- 市税の滞納がないこと

奨励金額

令和8年度～令和10年度の3年間限定

バス乗務員：24万円×2カ年=合計48万円

タクシー乗務員：12万円×2カ年=合計24万円

申請方法

- 1回目の申請は、上記要件を満たした日から3カ月以内に申請
- 2回目の申請は、1回目の奨励金交付決定日から1年経過後3カ月以内に申請
- 申請書様式は、指宿市ホームページからダウンロードできます。

<お問い合わせ先>

指宿市商工水産課

Tel:0993-22-2111（内2312）



イトピカル
指宿

<https://www.city.ibusuki.lg.jp/>

指宿市地域公共交通乗務員就職奨励金



議案第 1 号

令和 7 年度指宿市地域公共交通活性化協議会事業報告

1 コミュニティバス（イッシーバス）の運行（運行会社：鹿児島交通）

※ R7.2.1～各路線につき週 1 日を，ジャンボタクシーによる代替運行開始

【現在の運行体制】

	小牧～ニシムタ指宿店線		川尻～なのはな館線	
	正規運行	代替運行	正規運行	代替運行
運行事業者	鹿児島交通(株)	鹿児島第一交通(株)	鹿児島交通(株)	(株)南九州あづま交通
運行日	毎週水・金曜日	毎週月曜日	毎週火・土曜日	毎週木曜日
使用車両	小型バス (定員 45 名)	ジャンボタクシー (定員 9 名)	小型バス (定員 45 名)	ジャンボタクシー (定員 9 名)

⇒利用実績は 2 ページ参照

2 指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）の運行

【現在の運行体制】

路線名	運行事業者	運行日
畠久保・西方線	指宿観光交通(株)	毎週月・水・金曜日
池田線	鹿児島第一交通(株)	毎週火・木・土曜日
魚見線	(株)ハニホールディングス 指宿タクシー	毎週月・水・金曜日
鰻線	(株)ハニホールディングス 山川タクシー	毎週火・木・土曜日
尾下線	(株)ハニホールディングス 山川タクシー	毎週月・水・金曜日
開聞線	(株)南九州あづま交通	十町区域：毎週月・木曜日 上野・仙田区域：毎週火・金曜日 川尻区域：毎週水・土曜日

⇒利用実績は 2 ページ参照

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助）の交付申請，交付請求，及び実績報告

令和 7 年度補助金交付額：5,510 千円

4 指宿市のりものガイドの発行（令和 7 年 2 月）

1,000 冊発行し，医療機関・薬局・公共施設等を中心に計 320 箇所に配布

※ 現在在庫切れ。指宿市ホームページでも公開中。

5 外国人技能実習生に対し、バスの乗り方講座を開催

令和7年10月28日実施（於：指宿市役所山川庁舎 約40人参加）



6 会議等の開催

(1) 会議

- ① 第1回会議：令和7年6月16日 指宿市役所指宿庁舎 大会議室
- ② 第2回会議：令和7年10月21日 指宿市役所指宿庁舎 北側別館講堂
- ③ 第3回会議：令和7年12月23日 書面会議
- ③ 第4回会議：令和8年3月18日 書面会議

(2) 分科会

- ① 第1回分科会：令和7年5月27日 指宿市役所指宿庁舎 第2会議室
- ② 第2回分科会：令和7年9月11日 指宿市役所指宿庁舎 第1会議室

令和7年度 指宿市地域公共交通活性化協議会

歳入歳出決算

歳 入

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	備 考
1 負 担 金	24,893,000	0	24,893,000	24,893,000	指宿市
2 補 助 金	6,981,000	0	6,981,000	5,510,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
3 そ の 他	0	0	0	22,574	
1 繰 越 金	0	0	0	0	
2 繰 入 金	0	0	0	0	
3 諸 収 入	0	0	0	22,574	預金利息
計	31,874,000	0	31,874,000	30,425,574	

歳 出

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	備考
1 運 営 費	428,000	0	428,000	292,105	
1 事務・会議費	428,000	0	428,000	292,105	
1. 報 酬	165,000	0	165,000	129,000	委員報酬
2. 旅 費	100,000	0	100,000	14,510	市外旅費
3. 需 用 費	82,000	0	82,000	83,435	あいタク用マグネットシートコピー用紙等
3. 役 務 費	81,000	0	81,000	65,160	郵送料・印紙・振込手数料等
2 事 業 費	24,465,000	0	24,465,000	24,097,730	
1 運 行 事 業 費	24,225,000	0	24,225,000	23,817,670	
1 コミュニティバス運行費	11,110,000	0	11,110,000	11,110,000	イッシーバス運行委託費(各路線週2回運行)
2 ジャンボタクシー運行費	7,950,000	0	7,950,000	7,869,920	各路線週2回運行
3 乗合タクシー運行費	5,165,000	0	5,165,000	4,837,750	乗合タクシー運行委託費(6路線)
2 乗合タクシー停留所設置費	40,000	0	40,000	39,600	JRの駅に乗合タクシー停留所標識を設置するための費用(2箇所)
3 利用促進事業費	200,000	0	200,000	240,460	のりものガイド作成等
3 返 納 金	6,981,000	0	6,981,000	6,035,739	補助金相当額+執行残額を市に返還
4 予 備 費	0	0	0	0	
計	31,874,000	0	31,874,000	30,425,574	

監 査 報 告

令和7年度指宿市地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、監査に事務局から提出された預金通帳、支払関係伝票、領収書、文書類等の関係書類を審査した結果、歳入歳出ともに適正に処理されていることを報告いたします。

令和8年 5 月 28 日

指宿市地域公共交通活性化協議会

監事 指宿市副市長

渡部 徹也



監事 指宿市自治公民館連絡協議会 会長

臼山 正二



議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(1) 令和7年度第2回活性化協議会以後の経過

No.	日付	事 項	特記事項
1	R8.1.6	指宿校区 公民館長会	新たな公共交通体系の基本骨格 及び今後の予定について説明
2	R8.1.7	今和泉校区 公民館長会	新たな公共交通体系の基本骨格 及び今後の予定について説明
3	R8.2.9	タクシー事業者との 意見交換会	あいタク鰻線の観光客利用につ いては見送るべきとの意見
4	R8.3.16 ～ R8.3.22	路線バス 「知林ヶ島-池田湖」 線乗込調査	全日4往復に増便後の効果検証。 調査結果は別紙1のとおり
5	R8.4.21 ～ R8.4.25	イッシーバス 「川尻-なのはな館」 線乗込調査	イッシーバス「川尻-なのはな 館」線を廃止代替バス（一般の 路線バス扱い）にしたうえで、 朝夕1往復の運行にするにあた り、朝夕の利用状況を調査 調査結果は別紙2のとおり

※ 交通事業者，県交通政策課，九州運輸局との協議を継続的に実施

議案第2号 地域公共交通体系の見直しについて

(2) 新たな公共交通体系の位置づけ



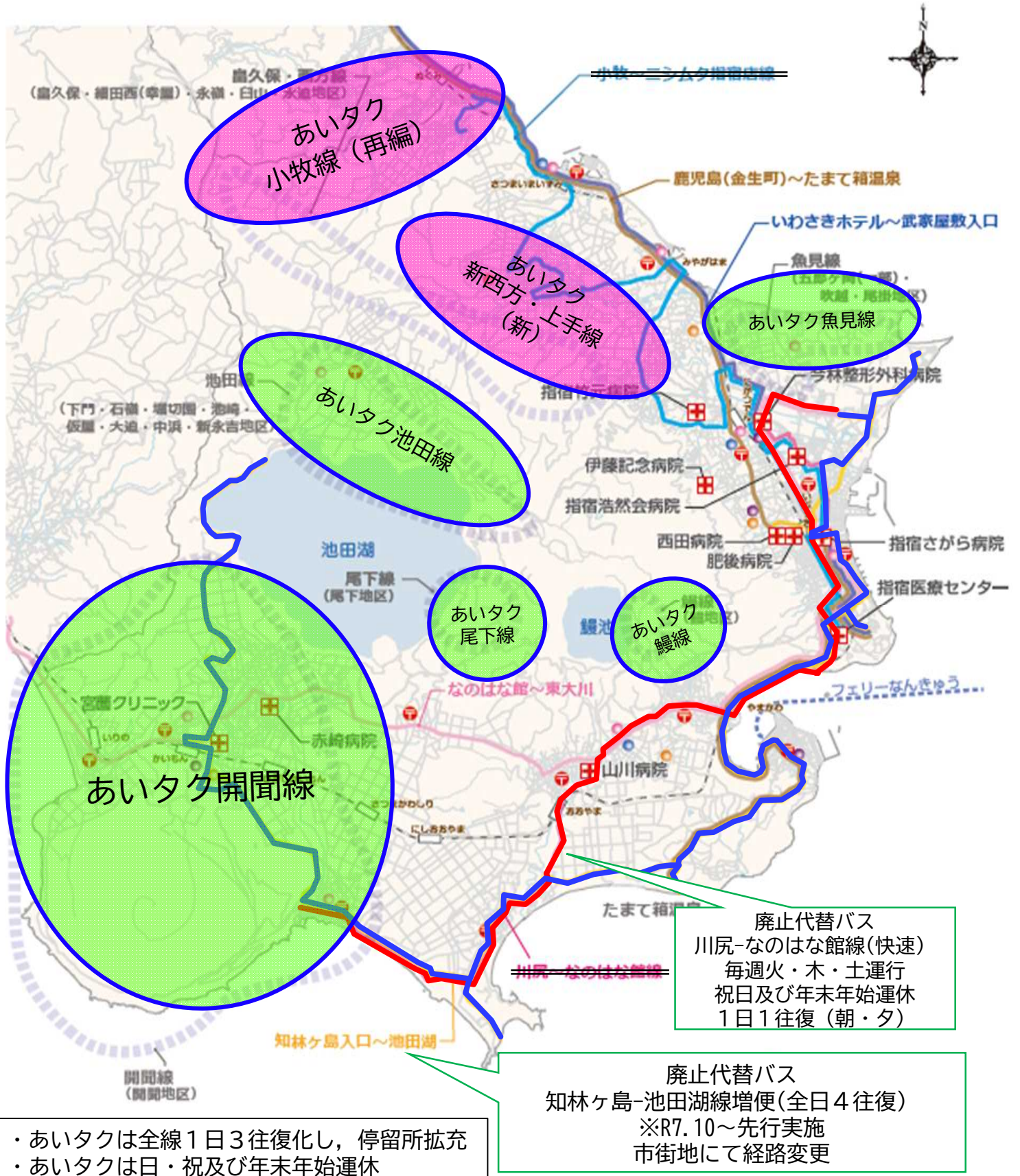
令和6年3月に策定した「指宿市地域公共交通計画(令和6年度～令和10年度)」では、公共交通の基本骨格を、上図のように定めている。

新たな公共交通体系は、上図をベースとし、情勢の変化と具体的な交通モードを落とし込んだ形にブラッシュアップしたものである。

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の公共交通体系（案）

令和8年10月1日運行開始



議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

① 交通体系(案) 新旧比較

交通モード	路線名	現行	見直し案(R8. 10. 1～)
路線バス (地域間幹線)	鹿児島市金生町 -たまたて箱温泉	全日5往復	現行どおり
路線バス (地域間幹線)	なのはな館 -東大川	平日5往復 土日祝3往復	R7. 10. 1～ 平日6往復・土日祝3往復
路線バス (地域間幹線)	いわさきホテル -武家屋敷入口	全日4往復	現行どおり
路線バス (廃止代替)	知林ヶ島-池田湖	平日3往復 土日祝2往復	全日4往復化(R7. 10. 1先行実施) シーサイドホテル入口～指宿駅間の 経路変更
路線バス (廃止代替)	山川-開聞駅前 (休止中)	平日1朝夕 1往復	川尻-なのはな館線(快速) 週3回(火・木・土) 朝夕1往復快速運行
イッシーバス	小牧-ニシムタ 指宿店線	月・水・金 1日3往復	廃止
イッシーバス	川尻-なのはな館線	火・木・土 1日3往復	廃止
乗合タクシー	畠久保・西方線	月・水・金 1日2.5往復	大字小牧を対象とする「小牧線」に 再編し、1日3往復化の上、停留所 拡充
乗合タクシー	池田線	火・木・土 1日2.5往復	1日3往復化し、停留所拡充
乗合タクシー	魚見線	月・水・金 1日2.5往復	1日3往復化し、停留所拡充
乗合タクシー	鰻線	火・木・土 1日2.5往復	1日3往復化し、停留所拡充
乗合タクシー	尾下線	月・水・金 1日2.5往復	1日3往復化し、停留所拡充
乗合タクシー	開聞線	週2回 1日3往復	現行どおり (停留所追加)
乗合タクシー	新西方・上手線 (新)	-	週3回(月・水・金) 1日3往復運行
バス回数券	指宿市民限定 路線バス回数券	額面3,000円 販価2,000円	額面3,000円 販価1,500円

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

② 乗合タクシーの拡充

現行		見直し案		
路線名	運行地区	路線名	運行地区	運行会社 ・運行日
畠久保 ・西方線	畠久保・細田西（幸屋）・永嶺・臼山・水迫	小牧線	大字小牧全域 （6集落）	指宿観光交通(株) 毎週月・水・金
		新西方・ 上手線 （新）	大字新西方全域 上西・上東 指宿小学校区（大園原、 宮ヶ浜，外城市，十石 地区除く） 温湯，木之下，宮	鹿児島第一交通(株) 毎週月・水・金
池田線	池田小学校区 全域	池田線	池田小学校区 全域	鹿児島第一交通(株) 毎週火・木・土運行
魚見線	尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡（一部）	魚見線	尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡（一部）	(株)あづま交通タクシー （指宿タクシー） 毎週月・水・金運行
鰻線	鰻	鰻線	鰻	(株)あづま交通タクシー （山川タクシー） 毎週火・木・土運行
尾下線	尾下	尾下線	尾下	(株)あづま交通タクシー （山川タクシー） 毎週月・水・金運行
開聞線	開聞全域 （3地区に分割）	開聞線	開聞全域 （3地区に分割）	(株)南九州あづま交通 十町：毎週月・木 上野・仙田：毎週火・金 川尻区域：毎週水・土

【共通項目】

- ・全路線運賃の見直しを行う（運賃協議会において協議を調えます。）
- ・停留所の大幅拡充を行う（次ページの表を参照）
- ・ダイヤは全路線1日3往復にする

【小牧線，新西方・上手線，魚見線，尾下線】

市街地行：9時便・11時便・13時便（増） 郊外行：11時便・13時便・15時便

【鰻線】

市街地行：9時便・11時便・13時便（増） 郊外行：11時便・14時便・17時便

【開聞線】

市街地行：9時便・11時便・13時便 郊外行：10時便・12時便・14時便

**指宿市予約型乗り合いタクシー（あいタク）
停留所案**

	小牧線	新西方・上手線	池田線	魚見線	鰻線	尾下線	開聞線
薩摩今和泉駅	○	○	○				
宮ヶ浜駅		○					
北指宿エリア	○	○	○	○	○	○	
トライアル指宿店							
JAいぶすき中部支所							
ワークマン指宿店							
ユニクロ指宿店							
だいわ・なのはな館エリア	○	○	○	○	○	○	
ブラスセだいわ指宿店							
しまむら指宿店							
ナフコ指宿店							
指宿脳神経外科							
いわもと耳鼻咽喉科クリニック							
なのはな館							
二月田エリア	○	○	○	○	○	○	
二月田駅							
サンキュー北指宿店							
指宿竹元病院							
市役所エリア	○	○	○	○	○	○	
市役所							
今林整形外科病院							
指宿浩然会病院							
いぶすき内科							
永尾歯科医院							
うすき皮膚科クリニック							
鹿児島銀行指宿支店							
宮崎歯科医院							
コープかごしま指宿店	○	○	○	○	○	○	
駅前エリア	○	○	○	○	○	○	
指宿駅							
福元医院							
指宿郵便局							
北園産婦人科クリニック							
生駒外科医院							
岩下眼科医院							
木之下クリニック							
タイヨー指宿店							
小吉胃腸科クリニック							
永田耳鼻咽喉科							
馬渡歯科医院							
伊地知歯科医院							
指宿さがら病院							
駅西エリア	○	○	○	○	○	○	
肥後内科クリニック							
西田病院							
上村内科クリニック							
大津歯科医院							
指宿おしげ内科							
指宿図書館							
医療センターエリア	○	○	○	○	○	○	
指宿医療センター							
ニシムタ指宿店							
山川駅					○	○	
山川支所					○		
成川郵便局					○		
成川区民センター					○		
森松・小川エリア							
鰻入口停留所					○	○	
山川図書館					○	○	
ひばり歯科医院					○	○	
山川病院					○	○	
肥後胃腸科クリニック					○	○	
開聞支所							○
開聞駅							○
Aコープかいもん店							○
JA開聞中央支所							○
宮園クリニック							○
開聞クリニック							○
赤崎病院							○
濱田洋一郎医院							○
開聞歯科医院							○

注：青字は新設停留所

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

③ 廃止代替バス「川尻-なのはな館線（快速）」



イsshiiバス「川尻-なのはな館線」を廃止することで、川尻・徳光方面から朝の市街地行き及び夕方の帰りの便がなくなるため、現在運行休止中の廃止代替バス「山川-開聞駅前」線とイsshiiバスを統合し、廃止代替バス「川尻-なのはな館線（快速）」として運行する。

イsshiiバス「川尻-なのはな館線」の乗客のほとんどは川尻・徳光地区の住民であり、乗込調査や川尻区長への聞き取りでは、指宿市街地への速達性を求めていることが判明した。

このことから、路線バス「なのはな館-東大川線」と重複する区間である、山川高校前～山川駅の区間はノンストップ、丈六入口～指宿駅間はイsshiiバスの経路、指宿駅～なのはな館の区間は路線バスと同一経路を運行する快速運行としたい。（全停留所の一覧は次ページ参照）

運行頻度については、乗込調査の結果、現在のイsshiiバスと同様に、週3回の運行であれば住民の移動需要を満たせることから、イsshiiバスと同様に週三回（火・木・土）の運行、日曜日、祝日及び年末年始運休としたい。

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

廃止代替バス 川尻-なのはな館線（快速） 停留所一覧

- ・開聞山麓自然公園
- ・川尻港
- ・川尻小学校
- ・東川尻
- ・レジャーセンターかいもん
- ・フラワーパークかごしま
- ・西徳光
- ・徳光（イッシーバスから移管）
- ・いぶすきブルワリー前（「徳光公民館」から改称）
- ・浜児ケ水
- ・高尾（イッシーバスから移管）
- ・大山駅前（イッシーバスから移管）
- ・山川病院前（イッシーバスから移管）
- ・山川高校前
- ・山川駅前
- ・指宿医療センター
- ・丈六入口
- ・下里公民館前（イッシーバスから移管）
- ・丹波小学校前（イッシーバスから移管）
- ・指宿駅前
- ・湯の里
- ・弥次ヶ湯団地
- ・弥次ヶ湯温泉
- ・市役所前
- ・警察署前
- ・五郎ヶ岡
- ・新田ふれあい団地（イッシーバスから移管）
- ・なのはな館

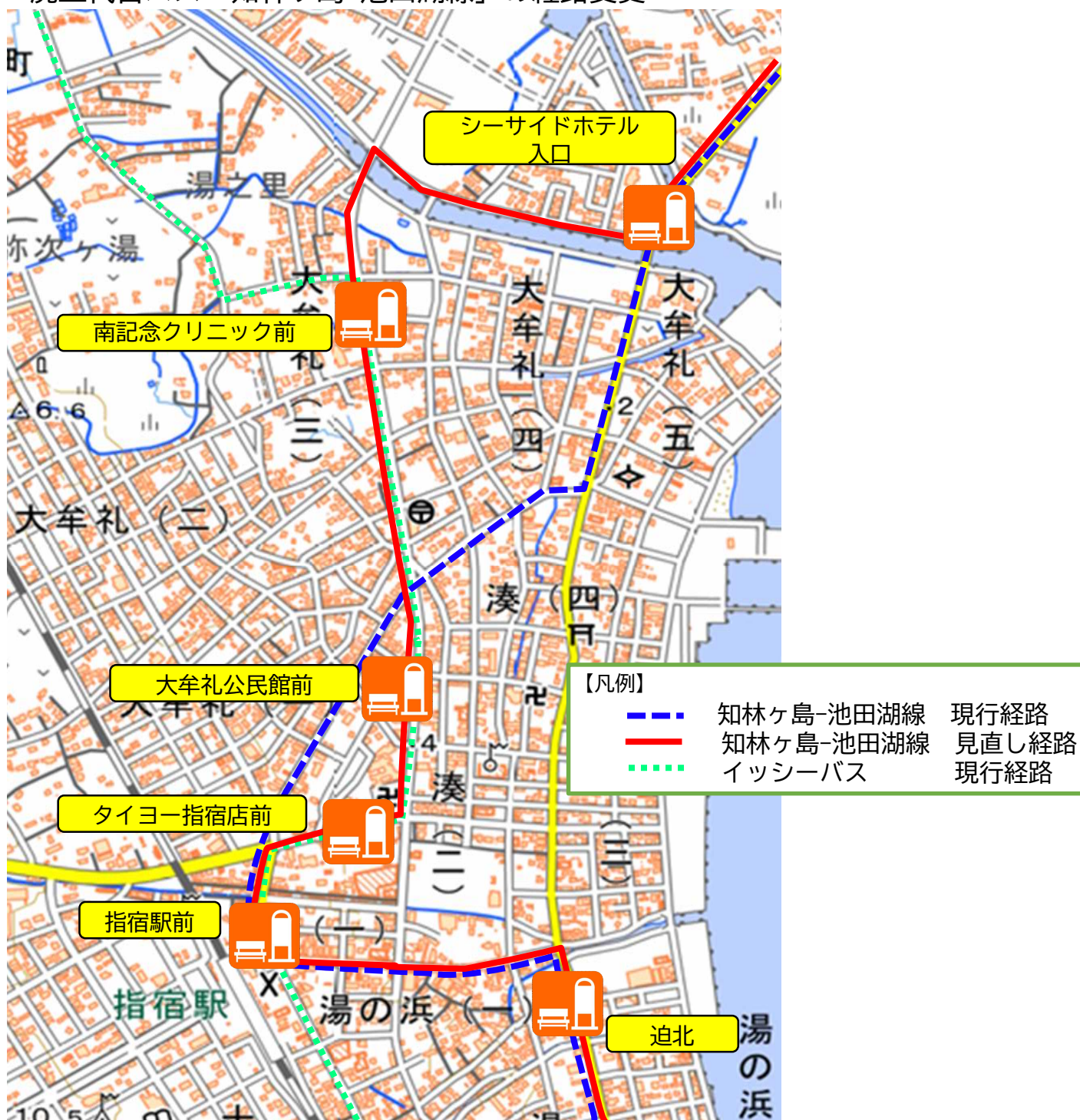
※廃止停留所（イッシーバス）

前原，成川区民センター，ニシムタ指宿店，浩然会病院前，田良

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

④ 廃止代替バス「知林ヶ島-池田湖線」の経路変更



イッシーバスが廃止になることで、「南記念クリニック～指宿郵便局区間」に交通空白地が生じてしまうことから、廃止代替バス「知林ヶ島-池田湖線」の経路変更を行い、交通空白地を生じさせない対策を行う。

【変更点】

- 平和通り経由を渡瀬通り経由に変更
- 指宿税務署経由を南記念クリニック経由に変更
- タイヨー指宿店前停留所・大牟礼公民館前停留所及び南記念クリニック前停留所を廃止代替バス停留所として存続（指宿郵便局前停留所は廃止）

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

⑤ 廃止代替バス「知林ヶ島-池田湖線」の一部快速運転

知林ヶ島-池田湖線の乗降調査の結果、土日祝日の知林ヶ島入口行き第4便（16:50池田湖発）の利用者は、ほぼ全てが観光客であり、市民の利用が全くない事が判明した。

このことから、当該便については、観光客の利便性を向上させる（速達性の向上）ために、観光地及び主要結節点のみ停車する快速運行を行いたい。

- ・池田湖
- ・唐船峡
- ・牧間神社前
- ・開聞駅前
- ・開聞岳一合目
- ・開聞山麓自然公園
- ・長崎鼻
- ・フラワーパーク
- ・いぶすきブルワリー前（「徳光公民館」から改称）
- ・たまた箱温泉
- ・ヘルシーランド
- ・山川郵便局前
- ・山川栈橋
- ・山川駅前
- ・フェニックスホテル前
- ・指宿医療センター
- ・丈六入口
- ・指宿いわさきホテル
- ・砂むし会館前
- ・指宿駅前
- ・シーサイドホテル入口
- ・白水館入口
- ・なののはな館
- ・休暇村
- ・知林ヶ島入口

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

⑥ 指宿市民限定鹿児島交通路線バス回数券の販売価格見直し



令和8年10月1日から，販売価格を
2,000円→1,500円に改定

イッシーバスが廃止になることで，これまで川尻-なのはな館線を利用していた方々の運賃負担が大幅に増加することから，現在販売中の「指宿市民限定鹿児島交通路線バス回数券」の販売価格を見直し，運賃の激変緩和を図ると同時に，路線バスの更なる市民利用促進を行う。

【参考：川尻小学校⇄指宿駅前の人1名の運賃】

正規運賃：840円

回数券を使用した場合の実質運賃：573円（約32%オフ）

回数券を値下げした場合の実質運賃：440円（約48%オフ）

議案第2号
地域公共交通体系の見直しについて

(3) 見直し後の交通体系（案）

⑦ 今後のスケジュール

年月	事 項	摘 要
令和8年7月	令和8年度第1回～第4回 地域公共交通運賃協議会	パブリックコメントを踏まえ、 新たな公共交通体系の運賃に ついて審議
令和8年7～9月	周知活動・乗合タクシー 利用者登録キャンペーン	乗合タクシー導入地区及び川 尻-なのはな館線（快速）沿 線の各地区での説明会開催
令和8年9月	広報誌に特集記事掲載	
令和8年10月1日	新たな公共交通体系で運行開始	

議案第3号
令和8年度指宿市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

1 コミュニティバス（イッシーバス）の運行（令和8年9月30日まで）

【運行体制】

	小牧～ニシムタ指宿店線		川尻～なのはな館線	
	正規運行	代替運行	正規運行	代替運行
運行事業者	鹿児島交通(株)	鹿児島第一交通(株)	鹿児島交通(株)	(株)南九州あづま交通
運行日	毎週水・金曜日	毎週月曜日	毎週火・土曜日	毎週木曜日
使用車両	小型バス (定員 45 名)	ジャンボタクシー (定員 9 名)	小型バス (定員 45 名)	ジャンボタクシー (定員 9 名)

2 指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）の運行

【運行体制：令和8年9月30日まで】

路線名	運行事業者	運行日
畠久保・西方線	指宿観光交通(株)	毎週月・水・金曜日
池田線	鹿児島第一交通(株)	毎週火・木・土曜日
魚見線	(株)あづま交通タクシー（指宿タクシー）	毎週月・水・金曜日
鰻線	(株)あづま交通タクシー（山川タクシー）	毎週火・木・土曜日
尾下線	(株)あづま交通タクシー（山川タクシー）	毎週月・水・金曜日
開聞線	(株)南九州あづま交通	十町区域：毎週月・木曜日 上野・仙田区域：毎週火・金曜日 川尻区域：毎週水・土曜日

【運行体制：令和8年10月1日から】

路線名	運行事業者	運行日
小牧線	指宿観光交通(株)	毎週月・水・金曜日
新西方・上手線	鹿児島第一交通(株)	毎週月・水・金曜日
池田線	鹿児島第一交通(株)	毎週火・木・土曜日
魚見線	(株)あづま交通タクシー（指宿タクシー）	毎週月・水・金曜日
鰻線	(株)あづま交通タクシー（山川タクシー）	毎週火・木・土曜日
尾下線	(株)あづま交通タクシー（山川タクシー）	毎週月・水・金曜日
開聞線	(株)南九州あづま交通	十町区域：毎週月・木曜日 上野・仙田区域：毎週火・金曜日 川尻区域：毎週水・土曜日

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助）の交付申請，交付請求，及び実績報告

- (1) コミュニティバス及び予約型乗合タクシーの運行費用の一部について，国庫補助を受けられる
- (2) 令和8年度については，令和7年10月～令和8年9月の運行費用に対し補助金の交付申請を行う（申請時期：11月頃）
- (3) 令和9年度事業計画（令和8年10月～令和9年9月）については，議案第5号で説明（提出期限：令和8年6月30日）

4 普及啓発活動

- (1) 令和8年度下半期に「指宿市のりものガイド」の更新版を発行
- (2) 地域公共共通体系の見直しにあたり，対象地区を巡回して説明会を開催し，乗合タクシーの利用者を募集
- (3) 広報いぶすき9月号にて，特集記事を掲載

5 会議の開催

- (1) 会議は年3回程度（6月，10月，12月頃）の開催予定
- (2) 必要に応じ，分科会を開催

令和8年度 指宿市地域公共交通活性化協議会
歳入歳出予算(案)

歳 入

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備 考
1 負 担 金	16,904,000	24,893,000	△ 7,989,000	指宿市
2 補 助 金	5,510,000	6,981,000	△ 1,471,000	地域内フィーダー系統補助 39,011人×90円+200万円 ※上記金額が上限額
3 そ の 他	0	0	0	
1 繰 越 金	0	0	0	
2 繰 入 金	0	0	0	
3 諸 収 入	0	0	0	
計	22,414,000	31,874,000	△ 9,460,000	

歳 出

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 運 営 費	831,000	428,000	403,000	
1 事務・会議費	831,000	428,000	403,000	
1. 報 酬	180,000	165,000	15,000	委員報酬(協議会3回分)
2. 旅 費	100,000	100,000	0	市外旅費
3. 需 用 費	470,000	82,000	388,000	あいタク用マグネットシート コピー用紙等 あいタク停留所作成費
4. 役 務 費	81,000	81,000	0	郵送料・印紙・振込手数料等
2 事 業 費	16,461,000	24,465,000	△ 8,004,000	
1 運 行 事 業 費	16,101,000	24,225,000	△ 8,124,000	
1 コミュニティバス運行費	5,170,000	11,110,000	△ 5,940,000	イッシーバス運行委託費 (各路線週2回運行)
2 ジャンボタクシー運行費	4,100,000	7,950,000	△ 3,850,000	各路線週1回運行
3 乗合タクシー運行費	6,831,000	5,165,000	1,666,000	乗合タクシー運行委託費 (6路線)
2 乗合タクシー停留所設置費	60,000	40,000	20,000	JRの駅に乗合タクシー停留 所標識を設置するための費 用 (3箇所)
3 利用促進事業費	300,000	200,000	100,000	のりものガイド作成費 バス利用促進ノベルティ費
3 負担金補助及び交付金	0	0	0	
4 返 納 金	5,122,000	6,981,000	△ 1,859,000	補助金相当額を市に返還
5 予 備 費	0	0	0	
計	22,414,000	31,874,000	△ 9,460,000	

議案第4号 指宿市予約型乗合タクシー事業実施要綱の制定について

1. 提案理由

令和2年4月1日から運行を開始した、指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）の運行は、当初市が運行主体となり、「指宿市予約型乗合タクシー事業実施要綱」を市で制定の上、市予算から運行費用を支出していた。

令和4年10月1日から本格運行に移行し、国から地域内フィーダー系統確保維持費補助金の交付を受けるようになった段階で、運行主体は市から当協議会に移行し、本協議会の予算から運行費用を支出するようになり、現在に至っている。

しかしながら、運行当初に制定した「指宿市予約型乗合タクシー事業実施要綱」については現在も市例規上に存在していることから、要綱と運行主体に齟齬が生じている状態である。

このことから、乗合タクシーの新体制が始まる令和8年10月1日をもって市の要綱を廃止すると同時に、本協議会において改めて「指宿市予約型乗合タクシー事業実施要綱」を制定しようとするものである。

2. 要綱（案）のポイント ※要綱（案）は次ページのとおり

- (1) 「あいタク」の名称を明確に規定（第2条）
- (2) 運行主体を「指宿市」から「指宿市地域公共交通活性化協議会」に変更（第3条）
- (3) 運行路線を令和8年10月1日からの新体制に変更（第5条）
- (4) 「市長」を「会長」に字句変更（第6条、第8条、第11条、第12条）
- (5) 令和8年10月1日施行

○指宿市予約型乗合タクシー運行事業実施要綱（案）

令和 8 年〇月〇日

（目的）

第 1 条 この要綱は、交通不便地域の市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、乗合タクシー運行事業（以下「事業」という。）を実施することにより、効率的で利便性の高い公共交通の整備を図り、交通不便を解消することを目的とする。

（愛称）

第 2 条 前条の目的で運行する乗合タクシーの名称は、「あいタク」とする。

（実施主体）

第 3 条 事業の実施主体は、指宿市地域公共交通活性化協議会とする。ただし、事業の利用、変更及び中止の決定を除き、事業を道路運送法（昭和26年法律第183号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（市内に事務所又は営業所を有する者に限る。以下「委託先」という。）に委託して実施するものとする。

（事業内容）

第 4 条 事業は、第 6 条に規定する乗合タクシー運行事業実施計画書に定める対象地区と市街地内との間を、委託先の乗合タクシーを公共交通機関として運行する事業とする。

（運行路線）

第 5 条 事業を実施する路線は、次のとおりとする。

(1) 小牧線

(2) 新西方・上手線

(3) 池田線

(4) 魚見線

(5) 鰻線

(6) 尾下線

(7) 開聞線

(事業計画書)

第6条 会長は、事業の実施に当たり、乗合タクシー運行事業実施計画書（以下「計画書」という。）を定めるものとする。

2 計画書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 運行期間及び運行日時に関すること。

(2) 運行経路（区域）及び運行回数に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(利用対象者)

第7条 事業の利用対象者は、前条第2項第2号の運行経路（区域）から乗降する者とする。

(登録申込等)

第8条 事業の利用を希望する者は、指宿市予約型乗合タクシー利用者登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の規定による申込があった場合は審査を行い、利用が適当と認めるときは指宿市予約型乗合タクシー利用者登録台帳（第2号様式）に記載し、利用者（利用者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）の登録について運行事業者に連絡するものとする。

(乗合タクシーの予約)

第9条 乗合タクシーを利用しようとする者は、あらかじめ居住する運行路線を担当する委託先に予約しなければならない。ただし、委託先の業務に支障のないときは、この限りでない。

2 前項の規定による予約をした者は、これを変更し、又は取り消すときは、委託先に申し出なければならない。

(運賃)

第10条 乗合タクシーの利用1回当たりの運賃は、別表のとおりとする。ただし、未就学児（6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）の運賃は、保護者同伴の場合は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、運賃を別表に示す金額の半額とする。

- (1) 小学生以下の者（未就学児を除く。）
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者，療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第4に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 前号の場合において，第1種の身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者の介護者（1名に限る。）
- （報告等）

第11条 委託先の事業者は，毎月10日までに，前月分の業務報告書及び日計表を会長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和8年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

指宿市乗合タクシー運賃表

1 小牧線

運賃協議会での協議が調った後に反映

2 新西方・上手線

運賃協議会での協議が調った後に反映

3 池田線

運賃協議会での協議が調った後に反映

4 魚見線

運賃協議会での協議が調った後に反映

5 鰻線

運賃協議会での協議が調った後に反映

6 尾下線

運賃協議会での協議が調った後に反映

7 開聞線

運賃協議会での協議が調った後に反映

指宿市予約型乗合タクシー利用者登録申込書

指宿市予約型乗合タクシーの運行方法及び利用方法を了解のうえ利用者登録します。			
住所	（〒 ） 指宿市		
世帯主名		自宅の 電話番号	
●利用者情報記入欄（世帯主が登録する場合も、利用者情報記入欄へご記入ください。）			
登 録 者	ふりがな		お持ちの方は 携帯電話番号
	利用者氏名		
1			— —
2			— —
3			— —
4			— —
乗車する路線		☐ 小牧線 ☐ 新西方・上手線 ☐ 池田線 ☐ 魚見線 ☐ 鰻線 ☐ 尾下線 ☐ 開間線	
事前にお伝え したい事項		（例）耳が遠いので電話が不自由です、〇〇前に送迎を希望します、等	
個人情報提供 同意欄		本申請書に記載した個人情報を、市が乗合タクシー運行事業者に提供する ことに同意します。 （同意される方は下のチェック欄に✓印を付けてください。） チェック欄 ☐	

※ ご登録は、小学生以上の方で、利用を予定されている方全員分の記入をお願いいたします。
 （未就学児の方については、就学されましたら改めてご登録をお願いいたします。）

※ 利用者情報記入欄が不足する場合、申込書をコピーして使用してください。

●下記事項をご確認のうえ、ご提出ください。

- ・ この登録情報は、指宿市予約型乗合タクシーに関する利用以外に使用しません。
- ・ 登録内容確認のため、市の関係課に照会する場合があります。

(第2号様式)

指宿市予約型乗合タクシー利用者登録台帳
(線)

登録 番号	登録日	住所	世帯主氏名	利用者氏名 1	利用者氏名 2	利用者氏名 3	利用者氏名 4	予約や運転手に知っておいてもらいたい事項	備考
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		
				電話：	電話：	電話：	電話：		

議案第5号

令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

1 地域内フィーダー系統確保維持制度の概要

- 幹線バスや鉄道等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通（乗合タクシー）の運行経費の一部を国の支援を受けられる（赤字欠損金額の最大1/2）
- 補助対象事業者は、法定協議会（指宿市では、本協議会）
- 当該補助金の交付を受けるためには、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を国に提出し、認定を受けなければならない（提出期限は毎年6月30日）
- 上記計画は、法定協議会（本協議会）で計画内容を協議し、合意を得た上で提出する

2 協議事項

- 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案：次ページ）

※計画期間：令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

補助率
1/2

- 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること（定時定路線型の場合に限る。）
 - ・乗車人員が1人/1便以上であること
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

※ 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

(2) 交通不便地域

※ 地域間交通ネットワーク：高速路線、鉄軌道（JR、大手私鉄等）も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性（複数市町村間、運行頻度）が必要

※ 国土交通省へ提出後、微細な字句の訂正等を行う可能性がある

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

指 産 商 第 号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 指宿市地域公共交通活性化協議会
住 所 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日

(名称) 指宿市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市は、薩摩半島の南端に位置し、鹿児島市及び南九州市へ通じる地域間幹線交通である鉄道及び路線バスを軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

地域間幹線交通に通じる路線バス、コミュニティバスが支線の役割を果たしており、市内周辺部から市内中心部を結ぶ地域住民の移動手段となっており、同時に、当該路線が市内に点在する観光地を結んでいることから、観光客の移動手段としての性格も併せ持っている。

上記の交通機関でカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入することで、上記の公共交通を補完する体制を構築している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、生活様式の変化や深刻な乗務員減少が、公共交通事業者の収支悪化に拍車をかけている。特に、バス乗務員の不足が深刻であることから、令和7年2月からはコミュニティバスの一部をジャンボタクシーによる代替運行で一時的に補ってきたが、将来を見据えて令和8年9月末をもってコミュニティバスを廃止し、指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)及び既存の路線バスに完全に転換することとした。

このため、指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)の重要性は今後より一層高まることから地域公共交通確保維持事業により、指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

対象路線の1便あたり目標乗車人員は次のとおり。

令和9年度の目標は、令和7年度の実績を参考に算出した。なお、新西方・上手線については、隣接路線である小牧線の数値を参考にした。

路線名	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	【参考】 R 7 年度
予約型乗合タクシー 小牧線	1.45 人以上	1.50 人以上	1.55 人以上	1.42 人
予約型乗合タクシー 新西方・上手線	1.45 人以上	1.50 人以上	1.55 人以上	-
予約型乗合タクシー 池田線	1.80 人以上	1.85 人以上	1.90 人以上	1.78 人
予約型乗合タクシー 魚見線	1.70 人以上	1.75 人以上	1.80 人以上	1.68 人
予約型乗合タクシー 鰻線	1.70 人以上	1.75 人以上	1.80 人以上	1.68 人
予約型乗合タクシー 尾下線	1.05 人以上	1.10 人以上	1.15 人以上	1.00 人
予約型乗合タクシー 開聞線	1.05 人以上	1.10 人以上	1.15 人以上	1.00 人

(2) 事業の効果

市内循環バスの各路線及び予約型乗合タクシーを維持することにより、市内の中山間地から市内中心部へ向かう高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現可能となる。

更には高齢者の外出促進・地域活性化に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる指宿市のりものガイドを発行し、医療機関やスーパーマーケットへの配布(指宿市)
- ・ 乗込調査(指宿市)
- ・ 利用者アンケート(車内聞き取りアンケート等)(指宿市)
- ・ 住民ヒアリング(住民説明会実施等)(指宿市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付

○予約型乗合タクシー

- 小牧線 . . . 指宿観光交通(株)
- 新西方・上手線 . . . 鹿児島第一交通(株)
- 池田線 . . . 鹿児島第一交通(株)
- 魚見線 . . . (株)あづま交通タクシー
- 鰻線 . . . (株)あづま交通タクシー
- 尾下線 . . . (株)あづま交通タクシー
- 開聞線 . . . (株)南九州あづま交通

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
指宿市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
交通事業者から毎月提出される実績報告書にて、利用状況等を継続的に測定する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※ 該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※ 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※ 該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※ 表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※ 該当なし
（２）事業の効果
※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【指宿市地域公共交通会議】

- 平成 31 年 2 月 19 日 指宿市地域公共交通会議設立
- 平成 31 年 4 月 10 日 指宿市地域公共交通基本計画について合意
- 令和元年 11 月 1 日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について協議
- 令和 2 年 1 月 16 日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について合意
- 令和 3 年 1 月 15 日 イッシーバス徳光・鰻線の経路変更について合意 ※書面会議
- 令和 3 年 8 月 6 日 イッシーバス開閉循環線及び連絡線の見直しについて合意
- 法定計画の策定についての説明
- 令和 4 年 3 月 4 日 実証運行期間の延長について合意
- 乗合タクシーの見直しについて合意 ※書面会議
- 令和 4 年 6 月 23 日 路線バス 1 系統廃止・2 系統廃止代替化について合意
- イッシーバス小牧線の経路変更及び路線名見直しについて合意
- イッシーバス徳光・鰻線を「川尻～なのはな館線」に再編することについて合意
- 乗合タクシー(畠久保・西方線, 池田線)の見直しについて合意
- 乗合タクシー(鰻線)の新設について合意
- 令和 5 年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和 4 年 11 月 15 日 指宿市地域公共交通活性化協議会に移行

【指宿市地域公共交通活性化協議会】

- 令和 4 年 11 月 15 日 指宿市地域公共交通活性化協議会設立
- 令和 5 年 6 月 1 日 予約型乗合タクシーの停留所新設について合意
- 令和 5 年度事業において、法定計画である「指宿市地域公共交通計画」を策定することについて合意
- 令和 6 年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和 5 年 10 月 24 日 指宿市地域公共交通計画の基本骨格案について合意
- 令和 5 年 12 月 21 日 指宿市地域公共交通計画素案について合意
- 令和 6 年 1 月 31 日 パブリックコメントの実施について合意 ※書面会議
- 令和 6 年 3 月 22 日 指宿市地域公共交通計画の策定について合意 ※書面会議
- 令和 6 年 6 月 24 日 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意
- 令和 6 年 12 月 18 日 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)の変更について合意
- 令和 7 年 6 月 16 日 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意
- 令和 8 年 3 月 18 日 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)の変更について合意
- 令和 8 年 6 月 29 日 令和 9 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

- 令和5年度に策定した指宿市地域公共交通計画では、策定にあたり市民1500人に対してアンケートを行ったほか、高校生や乗合タクシー利用登録者へのアンケート、バス乗りこみ調査を実施し、住民ニーズを把握したうえで計画案に盛り込んだ。
- 加えて、交通事業者や利用者の意見を反映させる形で、コミュニティバスの経路変更や予約型乗合タクシーの停留所追加、観光需要に対応するために地域間幹線系統の延伸実施や、乗合タクシー利用者からの要望を受けて、1路線において時刻表の改正を実施するなど、利用者に寄り添ったきめ細やかな対応を行っている。
- 令和7年度には、本市二次交通のニーズを把握するためのアンケート調査を観光事業者に対し行うとともに、路線バスへの乗込調査及び自治会長や交通事業者との意見交換を複数回実施する等の活動を行い、そこで得られた意見や知見を令和8年10月に実施する地域公共交通体系の見直しを行う際に反映させている。
- 令和8年度から指宿市地域公共交通活性化協議会の委員として、市内全てのタクシー事業者に参画していただくことで、これまで以上に事業者の声を内外に届けやすい環境を整えている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県指宿市十町2424

(所 属) 指宿市農水商工観光部商工水産課

(氏 名) 大小田 直人

(電 話) 0993-22-2111 (内 2312)

(e-mail) sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名																年度	
鹿児島県		指宿市		指宿市地域公共交通活性化協議会																令和 9 年度	
申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）							
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7 のみ）			
1	指宿市	指宿観光交通㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(1) 小牧線		大字小牧				146.0日	292.0回			区域型	令和 5 年度	① 幹線接続	鹿児島交通の金生町-たまで箱温泉線と指宿駅前停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行			
2	指宿市	鹿児島第一交通㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(2) 新西方・上手線		大字新西方・指宿小学校区（除く十石・外城市・宮ヶ浜・大園原）・瀧湯・木之下・宮				146.0日	292.0回			区域型	令和 9 年度	① 幹線接続	鹿児島交通の金生町-たまで箱温泉線と指宿駅前停留所にて接続	① 新たに運行開始			
3	指宿市	鹿児島第一交通㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(3) 池田線		池田小学校区				149.0日	298.0回			区域型	令和 5 年度	① 幹線接続	鹿児島交通の金生町-たまで箱温泉線と指宿駅前停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行			
4	指宿市	㈱あづま交通タクシー	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(4) 魚見線		尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡				146.0日	292.0回			区域型	令和 5 年度	① 幹線接続	鹿児島交通の金生町-たまで箱温泉線と指宿駅前停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行			
5	指宿市	㈱あづま交通タクシー	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(5) 鰻線		鰻				149.0日	298.0回			区域型	令和 5 年度	① 幹線接続	鹿児島交通の金生町-たまで箱温泉線と山川駅前停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行			
6	指宿市	㈱あづま交通タクシー	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(6) 尾下線		尾下				36.0日	72.0回			区域型	令和 5 年度	① 幹線接続	鹿児島交通の金生町-たまで箱温泉線と山川駅前停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行			
7	指宿市	㈱南九州あづま交通	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(7) 開聞線		開聞全域				144.0日	288.0回			区域型	令和 5 年度	① 幹線接続	鹿児島交通のなのはな館-東大川線と開聞駅前停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行			
8																					
9																					
10																					
11																					

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
鹿児島県	指宿市	指宿市地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	35,839 人
交通不便地域等（人）	35,839 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
35,839 人	指宿市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

議案第6号
指宿市地域公共交通計画の一部改正について

1. 提案理由

本協議会は、地域内フィーダー系統確保維持費補助金の交付を受けており、その交付を受けるためには、地域公共交通計画の内容と、補助金交付申請内容が連動することが条件となっている。

令和8年10月1日から、地域公共交通体系が見直しがなされることに伴い、指宿市地域公共交通計画の内容についても、見直しに合わせて所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

「7-3 基本骨格」中のコミュニティバス及び予約型乗合タクシーに関する記述を改める。

- (1) P.101 「(1) 公共交通の位置づけ」の表中、「コミュニティバス」及び「イッシーバス」に関する記述を削除。

7-3. 基本骨格			
本計画における各公共交通の位置づけ及び将来の公共交通の骨格を示す。			
交通モードの運行については、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）や新モビリティサービス推進事業補助金、県補助金などの活用を視野に調整を図る。			
(1) 公共交通の位置づけ			
位置づけ	系統	役割	
広域幹線	鉄道	JR 指宿枕崎線	【ターゲット：生活・観光交通】 ● 鉄道、路線バス（地域間幹線系統バス 3 路線）、船舶により、指宿市内及び市外へ接続し、都市間を連絡し広域的な移動を担う交通として位置付け。
	広域路線バス	鹿児島交通路線バス	
	船舶	フェリーなんきゅうノケット	
地域内幹線	市内路線バス	鹿児島交通路線バス	【ターゲット：生活・観光交通】 ● 路線バス（廃止代替バス 2 路線）により、地域内の主要施設や観光施設の接続を担う交通として位置付け。 ● 県補助を活用し、持続可能な運行を目指す。
	コミュニティバス	イッシーバス	
地域内交通	予約型乗合タクシー	あいタク	【ターゲット：生活交通】 ● 地域内の移動及び路線バスが走行しない交通空白地において、対象地区と市街地の主要施設間を結ぶ交通として位置付け。 ● 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。
	タクシー		
補充交通	タクシー		【ターゲット：生活・観光交通】 ● ドア to ドアの少量個別輸送を行う移動手段で、個別のニーズに柔軟に対応可能な交通として位置付け。
	新たな移動手段		
特定の利用者等の移動を担う交通	スクールバス、病院送迎バスなど		【ターゲット：生活交通】 ● 通学や通院など、特定の利用者の移動を担う交通として位置付け。

削除

- (2) P. 103 「(2)路線・系統別の具体的な役割-■ 路線バス」の表中、「知林ヶ島～池田湖線」を「知林ヶ島～池田湖」に改め、「活お海道～開聞駅前」系統の記述を以下のように改める。

<新旧対照表>

	現行	改正案
実施主体	交通事業者	交通事業者
運行系統名	<u>活お海道～開聞駅前</u>	<u>川尻～なのはな館（快速）</u>
起点	<u>活お海道</u>	<u>なのはな館</u>
経由地	山川駅	山川駅
終点	<u>開聞駅前</u>	<u>開聞山麓自然公園</u>
運行の態様	路線定期	路線定期
補助事業の活用	廃止代替バス運行補助	廃止代替バス運行補助
役割	<u>活お海道から山川駅、山川高校などを経由し、開聞駅まで連絡する。</u> <u>主に生活交通として、地域の主要施設の接続を行う。</u>	<u>市南側の開聞山麓自然公園から川尻地域、大山駅、山川駅等を経由し、指宿市街地、なのはな館まで連絡する。</u> <u>主に生活交通として、市内路線バスが運行するダイヤを補完する役割を担う。</u>

- (3) P. 103 「■ コミュニティバス『イッシーバス』」の表を削除。

現行の指宿市地域公共交通計画に反映させるイメージについては、次ページ参照

■路線バス

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
交通事業者	なのはな館～東大川	なのはな館	指宿駅	東大川	路線定期	地域間幹線系統補助	指宿市外(東大川)から開聞駅、山川駅、指宿駅等の駅及び指宿医療センター、砂むし会館などの市内主要施設を経由し、なのはな館まで連絡する。 主に生活交通として、地域の主要施設の接続を担う。
交通事業者	知林ヶ島入口～池田湖 線	知林ヶ島入口	指宿駅	池田湖	路線定期	廃止代替バス運行補助	市内主要観光地の知林ヶ島、砂むし会館、たまたま箱温泉、長崎鼻、唐船峡指宿駅などを経由し、池田湖まで連絡する。 主に観光交通として、地域の主要観光施設の接続を担う。
交通事業者	川尻～なのはな館(快速) 活お海道～開聞駅前	なのはな館 活お海道	山川駅	開聞山麓自然公園 開聞駅前	路線定期	廃止代替バス運行補助	市南側の開聞山麓自然公園から川尻地域、大山駅、山川駅等を経由し、指宿市街地、なのはな館まで連絡する。 主に生活交通として、市内路線バスが運行するダイヤを補完する役割を担う。

■コミュニティバス「イッシーバス」

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
指宿市 〔運行は交通 事業者に委託〕	イッシーバス小牧～ニシムタ指宿店線	八幡神社前	市役所	ニシムタ指宿店	路線定期	フィーダー補助	市北側の八幡神社前から道の駅いぶすき、郵便局や駅、高校、市役所などを経由し、指宿市街地、指宿医療センターまで連絡する。 主に生活交通として、市内路線バスが運行するルートを補完し、交通空白地の解消を担う。
指宿市 〔運行は交通 事業者に委託〕	イッシーバス川尻～なのはな館線	開聞山麓自然公園	市役所	なのはな館	路線定期	フィーダー補助	市南側の開聞山麓自然公園から川尻地域、大山駅、山川駅等を経由し、指宿市街地、なのはな館まで連絡する。 主に生活交通として、市内路線バスが運行するルートを補完し、交通空白地の解消を担う。

削除

(4) P.104 「■ 予約型乗合タクシー『あいタク』」の表を次ページのように改める。(現在の計画書P.104については、次ページ参照)

＜現行＞

■予約型乗合タクシー「あいタク」

実施主体	運行系統名	起点	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
指宿市 (運行は交通 事業者へ委託)	<u>島久保・西方線</u>	<u>対象地区</u> (島久保・細田西・永嶺・白山・水迫)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー 補助	対象地区内（自宅を含む）から指宿市街地内の指定乗降場所（病院や生活利便施設等の主要施設）まで連絡する。 主に交通空白地における生活交通として、対象地区と市街地の主要施設間の接続を担う。
指宿市 (運行は交通 事業者へ委託)	<u>池田湖線</u>	<u>対象地区</u> (下門・石嶺・堀切園・池崎・仮屋・大迫・中浜・新永吉)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー 補助	
指宿市 (運行は交通 事業者へ委託)	魚見線	対象地区 (尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー 補助	
指宿市 (運行は交通 事業者へ委託)	鰻線	対象地区 (鰻)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー 補助	
指宿市 (運行は交通 事業者へ委託)	尾下線	対象地区 (尾下)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー 補助	
指宿市 (運行は交通 事業者へ委託)	開聞線	開聞全域		区域	フィーダー 補助	対象地区内（自宅を含む）から対象地区内の指定乗降場所（病院や生活利便施設等の主要施設）まで連絡する。 主に交通空白地における生活交通として、対象地区と市街地の主要施設間の接続を担う。

＜改正案＞

■予約型乗合タクシー「あいタク」

実施主体	運行系統名	起点	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
指宿市 (運行は交通 事業者に委託)	<u>小牧線</u>	対象地区 <u>(大字小牧全域)</u>	指宿市街地内 指定乗降場所	<u>区域</u>	<u>フィーダー 補助</u>	対象地区内（自宅を含む）から指宿市街地内の指定乗降場所（病院や生活利便施設等の主要施設） まで連絡する。 主に交通空白地における生活交通として、対象地区と市街地の主要施設間の接続を担う。
<u>指宿市 (運行は交通 事業者に委託)</u>	<u>新西方・上手線</u>	<u>対象地区</u> (大字新西方全域、上西・上東、指宿 小学校区(大園原、宮ヶ浜、外城市、 土石地区除く) 温湯、木之下、宮				
指宿市 (運行は交通 事業者に委託)	<u>池田線</u>	対象地区 <u>(池田小学校区全域)</u>				
指宿市 (運行は交通 事業者に委託)	魚見線	対象地区 (尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡)				
指宿市 (運行は交通 事業者に委託)	鰻線	対象地区 (鰻)				
指宿市 (運行は交通 事業者に委託)	尾下線	対象地区 (尾下)				
指宿市 (運行は交通 事業者に委託)	開聞線	開聞全域				対象地区内（自宅を含む）から対象地区内の指定乗降場所（病院や生活利便施設等の主要施設）ま で連絡する。 主に交通空白地における生活交通として、対象地区と市街地の主要施設間の接続を担う。

■ 予約型乗合タクシー「あいタク」

実施主体	運行系統名	起点	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
指宿市 〔運行は交通 事業者へ委託〕	富久保・西方線	対象地区 (富久保・細田西・ 永嶺・臼山・水迫)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー補助	対象地区内(自宅を含む)から指宿市 街地内の指定乗降場所(病院や生活利便 施設等の主要施設)まで連絡する。 主に交通空白地における生活交通と して、対象地区と市街地の主要施設間の 接続を担う。
指宿市 〔運行は交通 事業者へ委託〕	池田湖線	対象地区 (下門・石嶺・堀切 園・池崎・飯屋・大 迫・中浜・新永吉)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー補助	
指宿市 〔運行は交通 事業者へ委託〕	魚見線	対象地区 (尾掛・上吹越・下 吹越・五郎ヶ岡)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー補助	
指宿市 〔運行は交通 事業者へ委託〕	鰻線	対象地区(鰻)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー補助	
指宿市 〔運行は交通 事業者へ委託〕	尾下線	対象地区(尾下)	指宿市街地内 指定乗降場所	区域	フィーダー補助	
指宿市 〔運行は交通 事業者へ委託〕	開聞線	開聞全域		区域	フィーダー補助	対象地区内(自宅を含む)から対象地 区内の指定乗降場所(病院や生活利便施 設等の主要施設)まで連絡する。 主に交通空白地における生活交通と して、対象地区内の主要施設間の接続を 担う。

参考：指宿市地域公共交通計画 P.104

議案第7号 規約の改正について

1. 改正理由

指宿市においては、令和9年4月より、部制を廃止する予定であることから、それに先んじて所要の改正を行いたい。併せて、第6条第8項に規定する「連絡・通報窓口」は、事務局の業務であるため、第10条の規定と統合を行いたい。

2. 改正内容

- (1) 第6条第8項を削り、同条第9項を第8項に繰り上げる。
- (2) 第10条第1項中、「協議会に事務局を置く。」を「指宿市商工水産課に事務局を置く。」に改める。

3. 新旧対照表

現行	改正後（案）
（会議） 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。 第2項～第7項 略 <u>8 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を指宿市産業振興部商工水産課に置く。</u> <u>9</u> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。	（会議） 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。 第2項～第7項 略 （削除） <u>8</u> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
（事務局） 第10条 協議会の業務を処理するため、<u>協議会に事務局を置く。</u>	（事務局） 第10条 協議会の業務を処理するため、<u>指宿市商工水産課に事務局を置く。</u>

4. 施行日

令和8年6月29日

5. その他

改正後の規約全文については、次ページ以降のとおり。

指宿市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 指宿市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- （1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号，国空環第103号。以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成，実施及び評価・見直しに関する事項
- （2）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき，市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した持続可能な輸送サービスの実現に必要な事項（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- （3）前2号以外の事項であって，地域の交通の確保，維持又は改善のために協議が必要なその他の事項

（協議事項）

第2条 協議会は，次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）交通計画の策定及び変更に関すること。
- （2）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること。（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- （5）道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送及び同条第2号に規定する福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(6) 協議会の予算及び決算に関すること。

(7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、指宿市運賃協議会設置要綱に基づき指宿市運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者

(5) 一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者

(6) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者

(7) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者

(8) 市民又は利用者の代表

(9) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者

(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(11) 指宿警察署長又はその指名する者

(12) 道路管理者又はその指名する者

(13) 港湾管理者又はその指名する者

(14) 鹿児島県知事又はその指名する者

(15) 指宿市内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）の運送団体

(16) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者

2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号の定めるところによる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議の特例)

第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会等)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域での取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会の分科会等を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会等において、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討が行われた場合には、協議会における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、指宿市商工水産課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財政に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第13条 会議、分科会等に参加した者は、別表に掲げる報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者は、この限り

でない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年11月15日から施行する。
- 2 協議会は、指宿市地域公共交通会議設置要綱（平成31年指宿市告示第2号）に規定する指宿市地域公共交通会議の権能及び事業を承継する。
- 3 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は、第4条の第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和6年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年6月29日から施行する。

別表（第13条関係）

委員の区分	報酬
学識経験者	日額20,000円
その他	日額3,000円

指宿市地域公共交通沿革

年	できごと
昭和9年12月	国鉄指宿線延伸により指宿駅開業
昭和18年1月	山川-佐多航路が開かれる
昭和38年10月	J R 指宿枕崎線全面開業
平成元年3月	空港連絡バス運行開始
平成6年4月	高速船「トッピー」指宿港に寄港開始
平成12年5月	J R 九州バス路線を鹿児島交通に移管（旧・山川営業所分）
平成14年10月	旧・指宿市においてイッシーバス運行開始
平成18年1月	新・指宿市誕生
平成19年1月	山川・開聞地域にてイッシーバス運行開始
平成23年3月	九州新幹線全線開業。観光特急「指宿のたまたま箱」運行開始
平成23年8月	山川・根占航路「フェリーなんきゅう」運航開始
平成31年2月	指宿市地域公共交通会議設置
令和元年5月	指宿市地域公共交通基本計画策定（計画期間：令和5年度まで）
令和2年4月	新たな公共交通体系にて実証運行開始（令和4年3月31日までの2年間） ○ イッシーバス：4路線⇒2路線（小牧線、徳光・鰻線） ○ 予約型乗合タクシー（あいタク）4路線運行開始（畠久保・西方線、池田線、魚見線、尾下線） ○ 開聞循環線（10人乗りワゴン車）運行開始 ○ イッシーバス連絡線運行開始（川尻⇒フラワーパークかごしま） ○ 指宿市民限定鹿児島交道路線バス回数券発売開始
令和3年4月	イッシーバス徳光・鰻線 一部経路変更（山川高校経由）
令和3年10月	開聞循環線運行廃止
令和3年11月	予約型乗合タクシー（開聞線）運行開始 イッシーバス連絡線拡充（1日2往復化）
令和4年4月	実証運行期間の延長（令和4年9月30日まで） 予約型乗合タクシー開聞線運行区域見直し、尾下線運賃改定
令和4年10月	路線バス「指宿駅前-開聞駅前」線 路線廃止 路線バス「エコキャンプ場-池田湖」線 減便の上廃止代替バス化 路線バス「山川-開聞駅前」線 減便の上廃止代替バス化
令和4年10月	新たな公共交通体系の本格運行開始 ○ イッシーバス路線見直し（小牧～ニシムタ指宿店線、川尻～なのはな館線） ○ 予約型乗合タクシー鰻線運行開始、畠久保・西方線及び池田線運行区域拡大
令和4年11月	指宿市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）設立
令和5年4月	路線バス「エコキャンプ場-池田湖線」のたまたま箱温泉乗入開始
令和6年1月	路線バス「金生町-山川棧橋線」をたまたま箱温泉まで延伸
令和6年3月	指宿市地域公共交通計画策定（法定計画。計画期間：令和6年度～令和10年度）
令和7年2月	イッシーバス代替運行開始（週1日をジャンボタクシーで運行）
令和7年10月	路線バス知林ヶ島-池田湖線増便（全日4往復）、なのはな館-東大川線増便（平日6往復、土日祝日3往復）